

マル適マーク審査の提出書類について

特定非営利活動法人日本ライフデザインカウンセラー協会では、現在申請を受け付けておりますマル適マーク審査の提出書類について、以下の通り変更いたしましたのでお知らせいたします。

【変更前】

	認証基準	提出書類（例）
1.1.2 財務状況等を記載した書類の備え付けと開示	直近事業年度3年間の貸借対照表・損益計算書及び営業報告書（会社以外の者にあつては、これらに準ずる書類）を事業所に備え置き、顧客の求めに応じて閲覧させ、又は実費相当の手数料で謄本若しくは抄本を交付すること。 なお、これらの書類を備え付けない場合は、5万円（消費税を含む）を超える金額を一括で受領しないことの誓約を行うこと。	4. 貸借対照表 5. 損益計算書 6. 営業報告書 7. 誓約書（ ）

【変更後】（赤字・アンダーラインが変更部分です。）

	認証基準	提出書類（例）
1.1.2 財務状況等を記載した書類の備え付けと開示	直近事業年度3年間の貸借対照表・損益計算書及び営業報告書（会社以外の者にあつては、これらに準ずる書類）を事業所に備え置き、顧客の求めに応じて閲覧させ、又は実費相当の手数料で謄本若しくは抄本を交付すること。 なお、これらの書類を備え付けない場合は、5万円（消費税を含む）を超える金額を一括で受領しないことの誓約を行うこと。	4. 貸借対照表 5. 損益計算書 6. 営業報告書 7. 誓約書（ ） <u>会計書類等（4～6）については、実地審査にて備置状況を確認させていただきますので、ご提出は必要ありません。</u>

【変更の理由】

会計書類（貸借対照表、損益計算書、営業報告書）等については、特定商取引法では「事業所への備え置き」が求められているものです。マル適マークの審査においても、「事務所への備え置き」が確認できれば足り、書類審査の時点でご提出いただくまでには及ばないと判断したことによります。

以 上

【お問い合わせ先】

〒104-0051 東京都中央区佃2 - 1 - 2 - 1607

電話：03-3534-3560 FAX：03-3534-3559

Mail：info@counselors.jp H P：<http://www.counselors.jp>